

社会福祉法人平川市社会福祉協議会

評価事業実施に伴う倫理、守秘義務に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人平川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う福祉サービスの評価に係る倫理及び守秘義務の基本となるべき事項を定めることにより、事業執行の公正、中立さを確保し、もって本会に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(使命及び責任)

第2条 本会は、福祉サービス利用者（以下「利用者」という。）に対しては、利用者にとって適切な福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）を選択できるようなサービス情報を提供し、また、事業所に対しては、質の高いサービスを提供することができるように、客観的な立場による評価事業を展開することにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とする。

2 本会は、前項の使命達成にふさわしい評価機関となるべく、常に必要な技術、知識の習得など日々研鑽する。

(公正)

第3条 本会は、評価事業の実施にあたり、評価を受ける事業所（以下「受審事業所」という。）又は利用者に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって評価事業を実施し、その信頼を保持する。

(人権の尊重)

第4条 本会は、評価事業の実施にあたり、利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重する。

また、本会が評価事業を実施するにあたり、外部者に対し協力依頼又は一部の業務委託をした場合には、当該外部者が利用者等に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

(窓口の設置)

第5条 本会は、評価事業に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、受審事業所、利用者等に周知する。

2 本会における苦情の対応は、本会が別に定める「苦情解決の取り組みに関する実施要綱」の規定による。

(評価契約の締結)

第6条 本会は、本会と受審事業所との間に評価事業の公正、中立を害するような利害関係を生じ、評価事業の実施に支障を来すおそれがあるときは、当該受審事業所と評価契約を締結しない。

(評価受審事業所との関係)

第7条 本会は、評価契約を締結している受審事業所との間において、評価の中立、公正を害するような一切の利害関係を生じさせない。

(配慮義務)

第8条 本会は、評価事業の実施にあたり評価機関として認められる範囲を超えて、受審事業所に業務上の不必要な負担をかけたり、不利益をもたらすようなことはしない。

(目的外使用の禁止)

第9条 本会は、評価機関として情報を収集する場合、評価事業の実施に必要な最小限の情報のみ収集し、収集した情報を評価事業以外の目的には決して使用しない。

(漏洩の禁止)

第10条 本会は、評価事業を実施する上で知り得た、利用者等並びに受審事業所に関する情報を第三者に漏洩しない。また、本会が評価事業を実施するにあたり、外部者に対して協力依頼又は業務の一部を委託した場合には、当該外部者が知り得た利用者等に関する情報並びに受審事業所に関する情報を、第三者に漏洩しないよう適切な指導を行う。

なお、この守秘義務は本会と受審事業所との間で交わされる評価契約終了後も同様とする。

(評価受審事業所への報告)

第 11 条 本会は、評価事業を行うなかで実施した利用者調査及び自己評価における受審事業所の各職員の評価結果については、記入者が特定されないように加工した上で受審事業所に報告する。また、実際に使用し、回答の記入された個別の書面については、受審事業所やその他の第三者に漏洩しないように、評価終了後に破棄する等の処置を行う。

(利用者等の情報)

第 12 条 本会は、評価事業を実施するにあたり、原則として訪問調査の際、利用者等に関する情報が記載された書面は、訪問調査先で確認し、持ち帰らないものとする。

(受審事業所の情報)

第 13 条 本会は、受審事業所に関する情報が記載された書面については、第 11 条に定める利用者調査及び自己評価における受審事業所の各職員の回答書面を除き、原則として訪問調査の際に現地で確認し、持ち帰らないものとする。ただし、受審事業所の同意がある場合は、この限りではない。

(紛争の防止)

第 14 条 本会は、受審事業所との信頼関係を保持し、紛争がないように努め、紛争が生じたときは青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）等の関係機関に速やかに報告するとともに、早期解決に努める。

(関係機関との関係)

第 15 条 本会は、評価事業の実施にあたっては、評価の公正、中立を害しない限り、推進委員会等の関係機関の指示を遵守するものとし、推進委員会等が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。